

< 討論 >

無所属の神原宏一郎です。ただいまより、市議案第62号から市議案第66号及び市議案第68号から市議案第74号のうち、市議案第71号豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定についてのみ反対し、その他の議案には賛成することを申し上げて討論を行います。市議案71号には地方税法の改定を受けて、公的年金からの特別徴収制度を創設し、来年10月から老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方の個人市民税を特別徴収(つまり年金から天引き)するということが含まれています。

徴収する側にとっては効率化が図れ、高齢者の中には市民税を年金から天引きされる方が都合の良い方もいるかもしれませんが、ただ、そうでない方、市民税を年金から天引きされることに反対の方まで、年金からの天引きを強制する必要はないと思います。現在、後期高齢者医療制度の見直しが国の方でも検討され、その中には保険料の年金からの天引きの強制を廃止することも検討されているようです。にもかかわらず、今回の条例案では、「市民税の特別徴収については、申請により普通徴収に切り替えるような柔軟な取り扱いはできない」と本会議初日の答弁でありました。つまり、市民税の年金からの天引きを強制しているのです。また、委員会の審議でもありましたが、税は本来、自主申告、自主納税が原則のはずです。

さらに、市の業務作業の軽減や徴収率の向上をこの制度のメリットとして挙げておられましたが、市の業務作業が軽減されることにより、どれくらいの経費削減になるのかは明らかにされていません。徴収率の向上見込みもほんの0.05%とのこと。また、本会議初日でも話しましたように、この公的年金からの特別徴収制度が今年の4月に国会で制定される過程において、一度、法案が参議院で否決され(詳しく言いますと参議院が法律案を60日以内に議決に至らなかったために、衆議院がこの法律案を参議院が否決したものとみなしたわけですが)、その後、衆議院の再可決によって制定された経緯があります。国会での経緯を考えると豊中市議会でも、そんなに簡単に可決とはならない条例案だと思います。

また、この制度実施予定は、2009年(来年)10月です。介護保険や後期高齢者医療制度の保険料は制度開始時から特別徴収が導入されており、比較検証ができませんが、国民健康保険料に関しては、この10月から年金受給者の一部が普通徴収から特別徴収に切り替わります。ということで、来月、年金受給者の国民健康保険料を普通徴収から特別徴収に切り替えたことで、市民側、行政側双方のメリット、デメリットについて10月以降、検証できると思いますし、すべきです。その検証結果を踏まえて、この条例案を可決すべきなのかそうでないのか判断すべきではないでしょうか。まだ、十分審議する時間があるはず。これだけの理由を述べても、みなさんはこの条例案にこの定例会で賛成されるのでしょうか？

以上の理由により、市議案第62号から市議案第66号及び市議案第68号から市議案第74号のうち、市議案第71号豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定についてのみ反対し、その他の議案には賛成することを申し上げて討論を終わります。